

県庁舎等再整備基本計画検討委員会の公開等に関する要領

- 1 この要領は、県庁舎等再整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）が行う会議の公開等に関して必要な事項を定める。
- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
 - (1) 情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）第 6 条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) その他、専門部会の会議等、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 会議の公開は、会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
傍聴に関する遵守事項等は別に定める。
- 4 会議録及び会議資料は、原則として公表する。ただし、上記 2 で公開しない会議については、公表しないことができる。
公表の方法は、会議録及び会議資料を兵庫県のホームページに掲載することなどにより行う。
- 5 会議の日時、場所及び傍聴の定員等については、あらかじめ報道機関への情報提供等により、県民への周知を図る。

「県庁舎等再整備基本計画検討委員会の公開等に関する要領」の運用について

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 県庁舎等再整備基本計画検討委員会の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書（様式1）に所要事項を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付終了する。
- (3) 傍聴者は、受付で会議資料を受け取った後、事務局員の指示に従い、会議開催予定時刻までに会場に入場するものとする。

2 傍聴に当たって守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 会場において、飲食等はしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、写真撮影等許可願（様式2）により申し出、会議が認めた場合はこの限りでない。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、すべて委員長及び事務局員の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。

4 報道関係者の取扱い

報道関係者の傍聴については、別途、委員長と相談の上、事務局において対応するものとする。

5 会議の非公開の決定

「県庁舎等再整備基本計画検討委員会の公開等に関する要領」2の規定に基づき、会議を非公開とすることが適当と考えられる場合は、予め会議に諮り、決定するものとする。